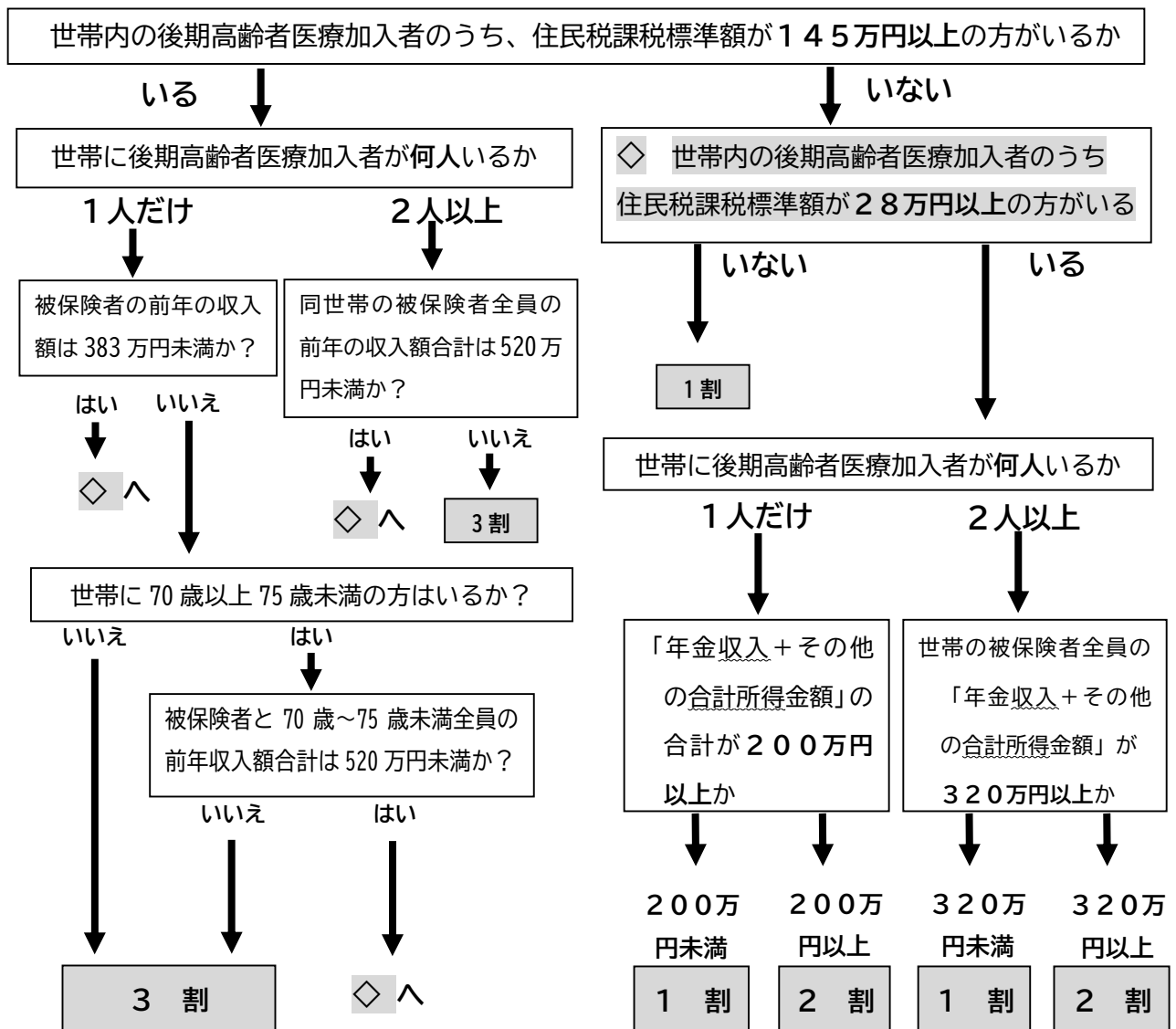


窓口負担割合は主に以下の流れで判定します

- ・世帯の窓口負担割合は、後期高齢者医療加入者の住民税課税標準額や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。
(前年1月-12月の所得をもとに、負担割合の判定を行い、今年度の負担割合を決定します)



自己負担割合	負担区分	要件
3割	現役並み所得者Ⅲ	同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる方
	現役並み所得者Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者がいる方
	現役並み所得者Ⅰ	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる方
2割	一般Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がおらず、表の基準を満たす方、または基準収入額適用がされた方
1割	一般Ⅰ	いずれの区分にも該当しない被保険者
	低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の方
	低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で世帯全員の所得が0円である世帯に属する方